

手話通訳等を行う者の派遣その他の聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者等に対する支援の現状等

平成27年2月17日

現 状

- 1 障害者の意思疎通支援事業については、従来から自治体に対する補助事業である「地域生活支援事業」により実施してきたところである。
- 2 実施事業については市町村事業として①手話通訳者及び要約筆記者派遣、②手話通訳者設置、③手話奉仕員養成、④点訳、代筆、代読及び音声訳による支援、都道府県事業として⑤手話通訳者、要約筆記者及び盲ろう者向け通訳・介助員養成、⑥市町村域を越える広域的な派遣等、⑦盲ろう者向け通訳・介助員派遣、⑧派遣に係る市町村相互間の連絡調整となっている。
- 3 なお、平成25年4月の「障害者総合支援法」の施行に伴い、これら意思疎通支援事業は地域生活支援事業の必須事業として位置づけられたところである。

地域生活支援事業について

(障害者総合支援法第77条・第77条の2・第78条)

【事業の目的】

障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、**地域の特性や利用者の状況に応じ、実施主体である市町村等が柔軟な形態により事業を計画的に実施。**

【事業の性格】

- (1) 事業の実施主体である市町村等が、地域の特性や利用者の状況に応じて柔軟に実施することにより、効果的・効率的な事業実施が可能である事業
[地域の特性] 地理的条件や社会資源の状況
[柔軟な形態] ①委託契約、広域連合等の活用
②突発的なニーズに臨機応変に対応が可能
③個別給付では対応できない複数の利用者への対応が可能
- (2) 地方分権の観点から、地方が自主的に取り組む事業（事業の実施内容は地方が決定）
- (3) 生活ニーズに応じて個別給付と組み合わせて利用することも可能。

【財源】

補助金（一部交付税措置あり）※市町村等の事業全体に補助する統合補助金として補助

【都道府県事業】 国1/2以内で補助 ※実施事業については別添1参照

【市町村事業】 国1/2以内、都道府県1/4以内で補助※実施事業については別添2参照

【予算額】

25年度 460億円 ⇒ 26年度 462億円

市 町 村 事 業

1 理解促進研修・啓発事業2 自発的活動支援事業3 相談支援事業

- (1) 障害者相談支援事業《交付税》
- (2) 基幹相談支援センター等機能強化事業
- (3) 住宅入居等支援事業（居住サポート事業）

4 成年後見制度利用支援事業5 成年後見制度法人後見支援事業6 意思疎通支援事業7 日常生活用具給付等事業8 手話奉仕員養成研修事業9 移動支援事業10 地域活動支援センター

- (1) 地域活動支援センター基礎的事業《交付税》
- (2) 地域活動支援センター機能強化事業

11 任意事業

【日常生活支援】

- (1) 福祉ホームの運営
- (2) 訪問入浴サービス
- (3) 生活訓練等
- (4) 日中一時支援
- (5) 地域移行のための安心生活支援
- (6) 障害児支援体制整備
- (7) 巡回支援専門員整備
- (8) 相談支援事業所等（地域援助事業者）における退院支援体制確保

【社会参加支援】

- (1) スポーツ・レクリエーション教室開催等
- (2) 文化芸術活動振興
- (3) 点字・声の広報等発行
- (4) 奉仕員養成研修
- (5) 自動車運転免許取得・改造助成

【権利擁護支援】

- (1) 成年後見制度普及啓発
- (2) 障害者虐待防止対策支援

【就業・就労支援】

- (1) 盲人ホームの運営
- (2) 重度障害者在宅就労促進（バーチャル工房支援）
- (3) 更生訓練費給付
- (4) 知的障害者職親委託

12 障害支援区分認定等事務

注) 下線は必須事業

都道府県事業

1 専門性の高い相談支援事業

- (1) 発達障害者支援センター運営事業
- (2) 高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業
- (3) 障害児等療育支援事業《交付税》
- (4) 障害者就業・生活支援センター事業《※》

2 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業

- (1) 手話通訳者・要約筆記者養成研修事業
- (2) 盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業

3 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業4 意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整事業5 広域的な支援事業

- (1) 都道府県相談支援体制整備事業
- (2) 精神障害者地域生活支援広域調整等事業

6 サービス・相談支援者、指導者育成事業

- (1) 障害支援区分認定調査員等研修事業
- (2) 相談支援従事者研修事業
- (3) サービス管理責任者研修事業
- (4) 居宅介護従事者等養成研修事業
- (5) 強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）事業
- (6) 強度行動障害支援者養成研修（実践研修）事業
- (7) 身体障害者・知的障害者相談員活動強化事業
- (8) 音声機能障害者発声訓練事業
- (9) 精神障害者関係従事者養成研修事業

7 任意事業

【日常生活支援】

- (1) 福祉ホームの運営
- (2) オストメイト（人工肛門、人工膀胱増設者）社会適応訓練
- (3) 音声機能障害者発声訓練
- (4) 発達障害者支援体制整備
- (5) 児童発達支援センター等の機能強化等
- (6) 矯正施設等を退所した障害者の地域生活への移行支援

【社会参加支援】

- (1) 手話通訳者設置
- (2) 字幕入り映像ライブラリーの提供
- (3) 点字・声の広報等発行
- (4) 点字による即時情報ネットワーク
- (5) 障害者ITサポートセンター運営
- (6) パソコンボランティア養成・派遣事業
- (7) 都道府県障害者社会参加推進センター運営
- (8) 身体障害者補助犬育成
- (9) 奉仕員養成研修
- (10) スポーツ・レクリエーション教室開催等
- (11) 文化芸術活動振興
- (12) サービス提供者情報提供等

【権利擁護支援】

- (1) 成年後見制度普及啓発
- (2) 成年後見制度法人後見支援
- (3) 障害者虐待防止対策支援

【就業・就労支援】

- (1) 盲人ホームの運営
- (2) 重度障害者在宅就労促進（バーチャル工房支援）
- (3) 一般就労移行等促進
- (4) 障害者就業・生活支援センター体制強化等

【重度障害者に係る市町村特別支援】

注) 下線は必須事業

(※) 障害者総合支援事業費補助金で実施

障害者総合支援法の意味疎通支援の内容

※地域生活支援事業の必須事業として実施するものを整理している。

		手話通訳	要約筆記	触手話及び指点字
養成	市町村 【意思疎通支援を行う者の養成】	手話奉仕員の養成	—	—
	都道府県 【特に専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成】	手話通訳者の養成	要約筆記者の養成	盲ろう者向け通訳・介助員の養成
設置	市町村 【意思疎通支援を行う者の設置】	手話通訳者等の設置		
	都道府県	—		
派遣	市町村 【意思疎通支援を行う者の派遣】	手話通訳者の派遣	要約筆記者の派遣	—
	都道府県 【特に専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣】	・複数市町村の住民が参加する障害者団体等の会議、研修、講演、講義等 ・市町村が派遣できない場合などへの派遣を想定。		盲ろう者向け通訳・介助員の派遣
連絡調整	都道府県 【派遣に係る市町村相互間の連絡調整】	A市在住の者が同都道府県B市(又は他都道府県C市)に出向く場合などにおいて、都道府県が両市間の派遣調整を行うことなどを想定。		—

- ・手話通訳士3,271人(平成26年7月)、手話通訳者4,813人(平成23年3月)、手話奉仕員10,969人(平成23年3月)
- ・盲ろう者向け通訳介助員4,027人(平成23年3月)

意思疎通支援従事者の養成の実施主体について

	従事者	養成の実施主体
手話通訳	指導者 ※都道府県の全日本ろうあ連盟加盟団体を通じて全国手話研修センターに申込を行い研修を修了した者 (指導者名簿は都道府県の全日本ろうあ連盟加盟団体で把握)	国 (全国手話研修センターに指導者養成を委託)
	手話通訳士 ※手話通訳を行う者の知識及び技能の審査・証明事業の認定に関する省令に基づき 技能認定試験に合格し登録 した者 (試験の実施、登録業務は聴力障害者情報文化センターで実施) [手話通訳士名簿は聴力障害者情報文化センターのホームページで公表]	国立障害者リハビリテーションセンター学院手話通訳学科 大学・専門学校 都道府県
	手話通訳者 ※養成講習を修了し 試験に合格 した上で、 都道府県等に登録 した者 (登録者名簿は市町村に送付)	都道府県、指定都市、中核市
	手話奉仕員 ※養成講習を修了し 都道府県又は市町村に登録 した者	都道府県、市町村

	従事者	養成の実施主体
要約筆記	指導者 ※都道府県障害保健福祉主管課が受講を認めた者であって聴力障害者情報文化センターが実施する研修を修了した者 (指導者名簿は都道府県で把握)	国 (聴力障害者情報文化センターに指導者養成を委託)
	要約筆記者 ※養成講習を修了し 試験に合格 した上で、 都道府県に登録 した者 (登録名簿は市町村に送付)	都道府県、指定都市、中核市

	従事者	養成の実施主体
指文字 触手話	指導者 ※都道府県又は盲ろう者友の会(当事者団体)を通じて全国盲ろう者協会に申込を行い研修を修了した者、又は、都道府県が推薦して国立障害者リハビリテーションセンター主催の研修を修了した者 (指導者名簿は都道府県又は盲ろう者友の会で把握)	国 (全国盲ろう者協会に養成研修を委託)
	盲ろう者通訳・介助員 ※全国盲ろう者協会又は都道府県主催の養成講習を修了し、 都道府県に登録 した者	都道府県、指定都市、中核市 社会福祉法人全国盲ろう者協会

点訳奉仕員・朗読奉仕員養成について (地域生活支援事業実施要綱)

(市町村任意事業)

○奉仕員養成研修

点訳又は朗読に必要な技術等を習得した点訳奉仕員、朗読奉仕員等を養成研修する。なお、養成講習を修了した者(これと同等の能力を有する者を含む。)について本人の承諾を得て奉仕員としての登録を行い、これを証明する証票を交付すること。また、活動ができなくなった奉仕員については、証票を返還させ登録を抹消すること。

(都道府県任意事業)

○奉仕員養成研修

聴覚障害者等との交流活動の推進、市町村の広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員、点訳又は朗読に必要な技術等を習得した点訳奉仕員、朗読奉仕員等を養成研修する。なお、養成講習を修了した者(これと同等の能力を有する者を含む。)について本人の承諾を得て奉仕員としての登録を行い、これを証明する証票を交付すること。なお、活動ができなくなった奉仕員については、証票を返還させ登録を抹消すること。

意思疎通支援事業の実施状況

時点・期間	H20.4～H21.3	H21.4～H22.3	H22.4～H23.3	H23.4～H24.3	H24.4～H25.3
-------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------

意思疎通支援事業

(1) 手話通訳派遣

実施市町村数	1,333/1,800	1,295/1,750	1,296/1,750	1,315/1,742	1,302/1,742
実施市町村割合	<u>74.1%</u>	<u>74.0%</u>	<u>74.1%</u>	<u>75.5%</u>	<u>74.7%</u>

(2) 手話通訳設置

実施市町村数	498/1,800	510/1,750	512/1,750	521/1,742	537/1,742
実施市町村割合	<u>27.6%</u>	<u>29.1%</u>	<u>29.3%</u>	<u>29.9%</u>	<u>30.8%</u>

(3) 要約筆記派遣

実施市町村数	818/1,800	846/1,750	859/1,750	891/1,742	900/1,742
実施市町村割合	<u>45.4%</u>	<u>48.3%</u>	<u>49.1%</u>	<u>51.1%</u>	<u>51.7%</u>

H24.4～H25.3
1,330/1,742
<u>76.3%</u>

※意思疎通支援事業全体の
実施市町村数

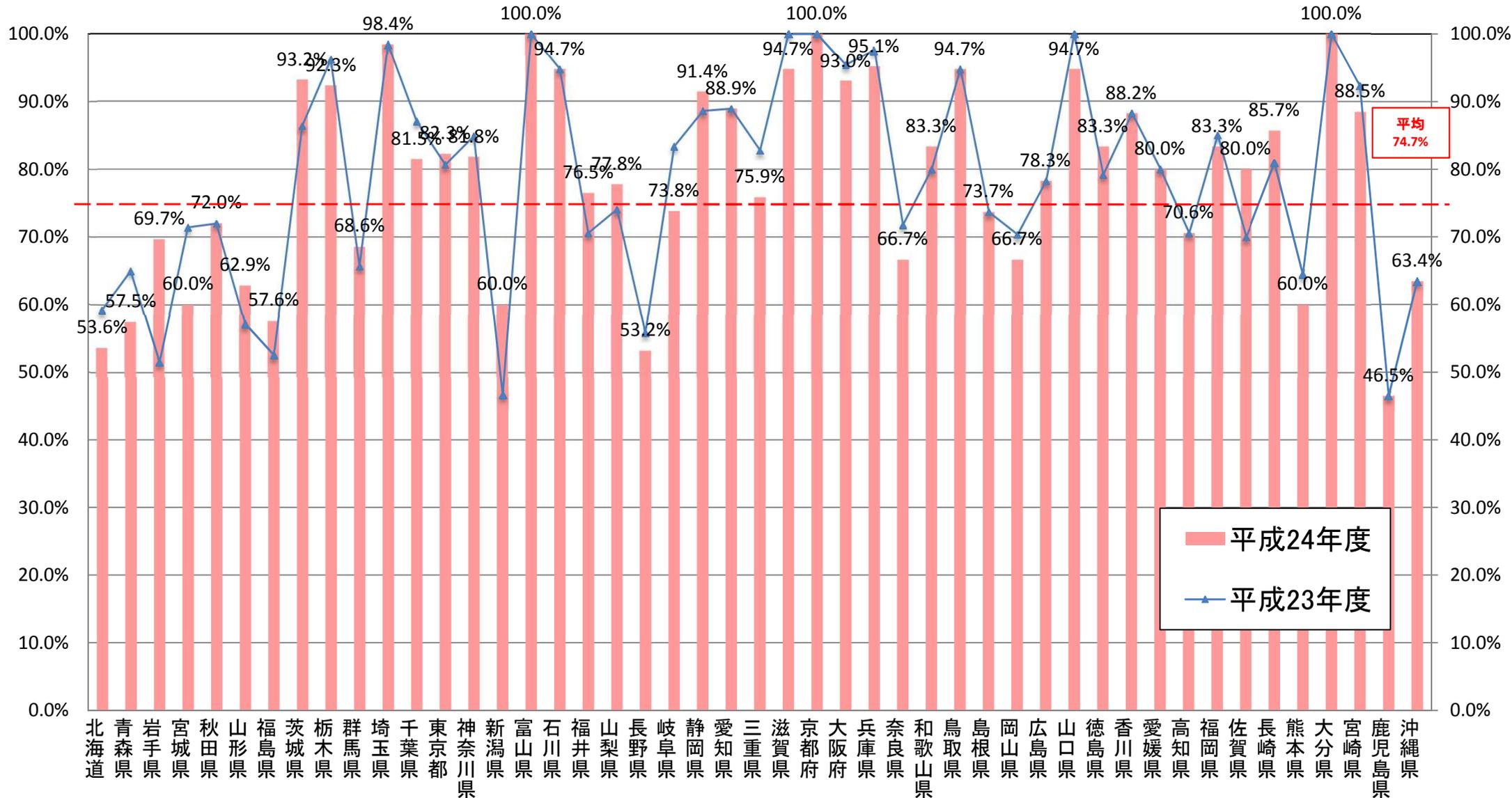
※各期間の実施割合算定のための分母となる全国市町村数は、それぞれ各期間の末日における全国市町村数である。

※各自治体からの報告に基づき自立支援振興室において集計したもの。

手話通訳者派遣事業の実施状況【都道府県別】

- 各都道府県内の全市町村に対する事業を実施している市町村の割合である。
- 全体では1,302市町村／1,742市町村(H25.3.31現在)で実施割合は74.7%である。

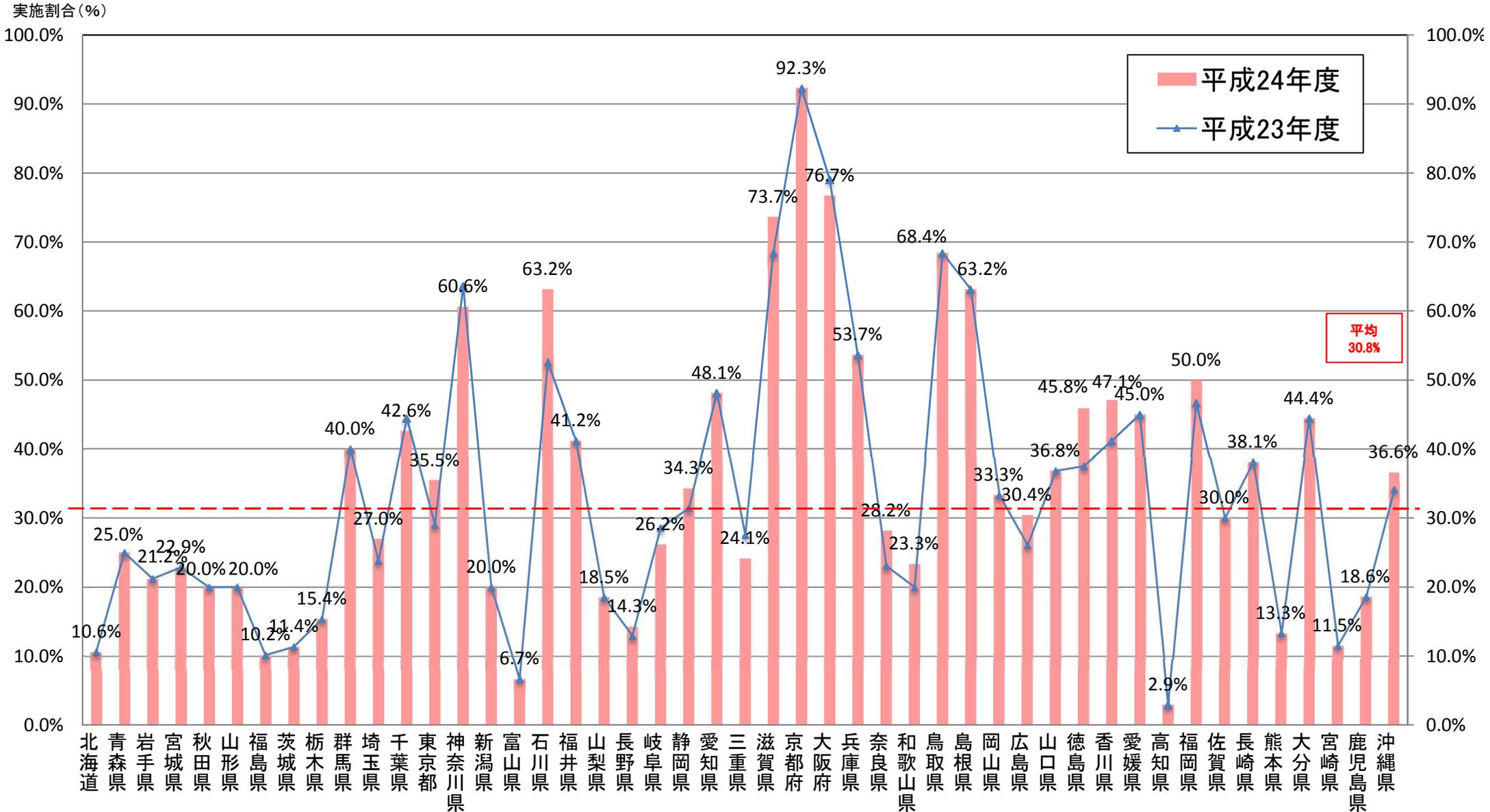
実施割合(%)



※数値は平成24年度値。
 ※各自治体からの報告に基づき自立支援振興室において集計したものである。

手話通訳者設置事業の実施状況【都道府県別】

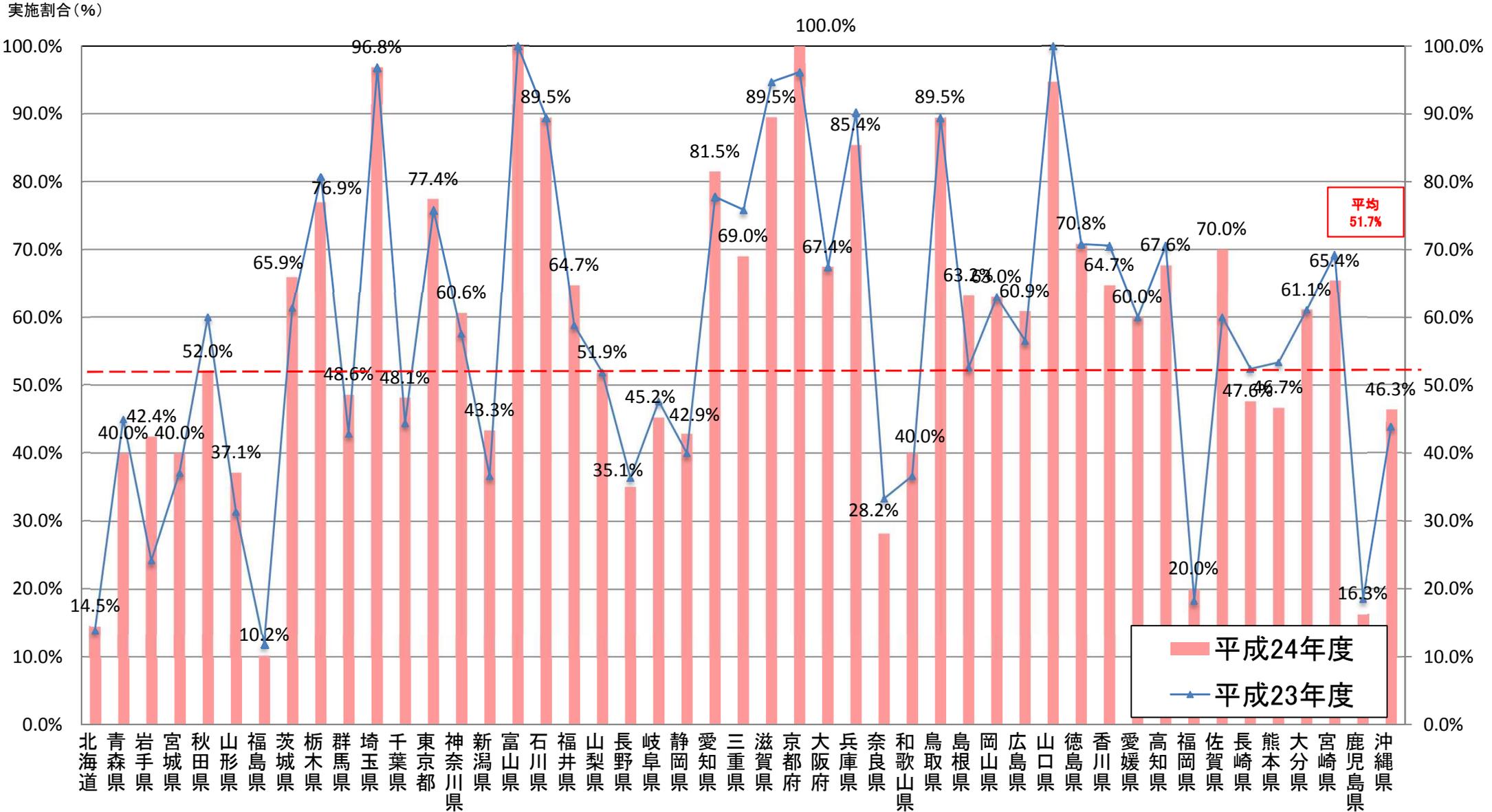
- 各都道府県内の全市町村に対する事業を実施している市町村の割合である。
- 全体では537市町村／1,742市町村(H25.3.31現在)で実施割合は30.8%である。



※数値は平成24年度値。
 ※各自治体からの報告に基づき自立支援振興室において集計したものの。

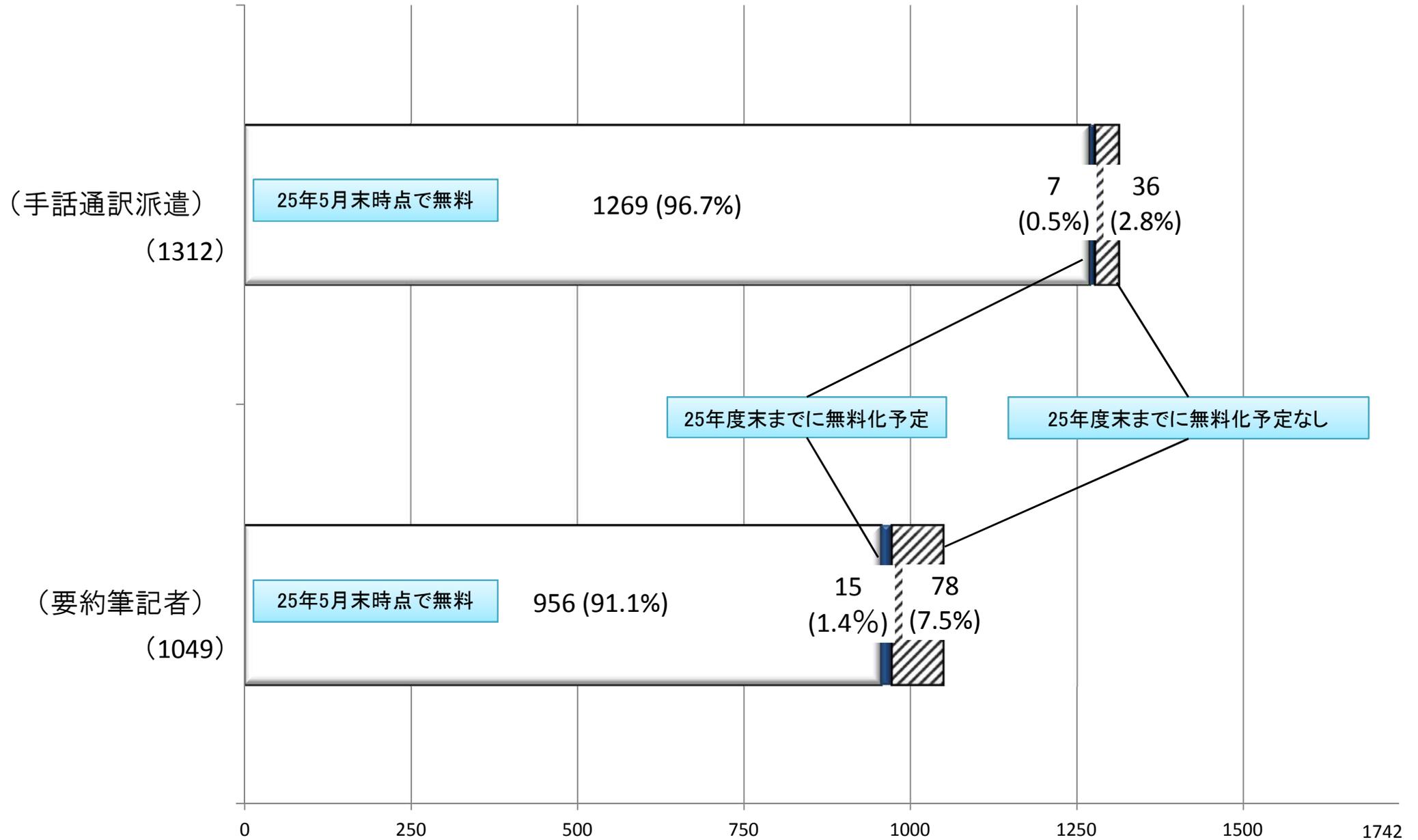
要約筆記者派遣事業の実施状況【都道府県別】

- 各都道府県内の全市町村に対する事業を実施している市町村の割合である。
- 全体では900市町村／1,742市町村(H25.3.31現在)で実施割合は51.7%である。



※数値は平成24年度値。
 ※各自治体からの報告に基づき自立支援振興室において集計したものの。

意思疎通支援事業に係る低所得者の利用者負担の状況(平成25年度)



※1 各自治体からの報告に基づき厚生労働省障害保健福祉部企画課自立支援振興室において集計したもの。

※2 数値は市町村数。